

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線整備業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線は24時間365日継続的かつ安定的な稼働が求められるシステムである。本業務は現行システムの運用に支障がない形で、高機能化、操作性向上及び最新技術動向を踏まえた次期システムへの更新を行うものであり、当消防本部の求める機能、システムを十分に理解した上で構築するものである。

2 契約の概要

(1) 業務名

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線整備業務委託

(2) 業務内容

下記に示す資料のとおりとする。

- ア 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線整備業務委託仕様書
- イ 機器一覧表
- ウ 参考図面一式

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 提案限度額

4,200,000,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 令和6年4月1日において、令和6年度・7年度の豊田市競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表1「資本関係又は人的関係について」に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本

又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。）

イ 平成25年4月1日以降、高機能消防指令システムⅡ型又はⅢ型の整備を元請で受注した履行完了実績を1件以上有している者

ウ 令和6年2月末までに消防救急デジタル無線整備を元請で受注した履行完了実績を1件以上有している者

エ 情報セキュリティ実施基準であるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC27001））の認証を有している者又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者

オ 平成25年4月1日以降、業務担当責任者又は業務担当者として、高機能消防指令システムⅡ型又はⅢ型の整備における管理及び統括を行った経験を有する者（公告日から起算し、継続して3か月以上雇用している者）を1名配置できる者

カ 令和6年2月末までに業務担当責任者又は業務担当者として、消防救急デジタル無線整備における管理及び統括を行った経験を有する者（公告日から起算し、継続して3か月以上雇用している者）を1名配置できる者

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

3月25日（月）	業者選定審査会による方式の決定
3月26日（火）	事業実施の公告、公表、公募の開始 業務説明資料等の交付開始
4月8日（月）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
4月12日（金）	参加資格確認通知書の送付期限・質問の回答期限
5月7日（火）	提案書等の提出期限
5月28日（火）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
5月30日（木）	選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
7月22日（月） 予定	業者選定審査会による業者の決定
8月1日（木） 予定	仮契約締結
9月下旬 予定	契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 令和6年5月28日（火）午前9時～午後4時のうち指定する40分間
- イ 場所 豊田市消防本部 5階大会議室
- ウ 備考 ・提出された企画書等に基づき1社40分（説明15分、質疑応答25分）のヒアリングを行う。
・プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
・社会情勢によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その

場合は、WEB 会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

委員長	学識経験者	小栗 宏次（愛知県立大学情報科学部教授）
副委員長	豊田市消防本部	消防長
委員	豊田市消防本部	警防救急・指令担当専門監
	豊田市消防本部	指令課長
	豊田市総務部	情報システム課長

7 提案書等の提出書類

提案書は、ファイル（A 4 タテ 見開き A 3）に収納し、A 4 サイズ片面 40 枚以内（概算保守費、概算部分更新費及び事業費における見積書並びに積算内訳書（各 1 部）を除く。）に下記内容を記載すること（提出は正本 1 部、副本 6 部及び電子媒体（CD-R）1 部）。また、表紙には、業務名、提案者名を記載すること。

副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 業務実績

業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要

(2) 資格取得者の配置体制及び業務担当責任者等の能力

資格取得者の配置体制、業務担当責任者及び業務担当者の業務経験

※資格取得者の配置体制は、資格者証の写しを添付すること。

※業務経験は、業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要、職務を記載し、コリンズ登録データの写し又は職務証明書（社印有）を添付すること。加えて業務担当責任者は、体制表も添付すること。

(3) 業務実施方針

本業務の課題及び対応、業務実施方針、体制

(4) 本業務についての提案・意見

ア 効率的な指令業務運用及びヒューマンエラーを防ぐ仕組み

イ 効率的な無線運用及びヒューマンエラーを防ぐ仕組み

ウ 地域特性を考慮した運用及びヒューマンエラーを防ぐ仕組み

エ 救急車の誤搬送対策機能

オ 大規模災害時等における運用及び機能

(5) 工程計画

履行期間内の確実な業務完了に向けた計画

(6) 維持管理

メンテナンス方法、保守及び部分更新の内容並びに計画

(7) 保守費・部分更新費

ア 概算保守費（見積書及び積算内訳書）

※12 年間の総額とし、年度ごとの内訳がわかるようにすること。

※別紙「最低保守条件」に基づき算出すること。

- イ 概算部分更新費（見積書及び積算内訳書）
 - ※12年間の総額とし、年度ごとの内訳がわかるようにすること。
 - ※電源設備及びオーバーホール等にかかる費用を含むこと。

- (8) 事業費
 - 事業費（見積書及び積算内訳書）

8 評価基準

- (1) 下記項目のうち、ア、ウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア、ウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点（300点）以上の者とする。

- ア 業務経歴等（100点）【事務局評価】

- (ア) 業務実績（20点）
- (イ) 資格取得者の配置体制及び業務担当責任者等の能力（80点）

- イ 業務実施計画等（56点）【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針（9点）
- (イ) 本業務についての提案・意見（36点）
- (ウ) 工程計画（3点）
- (工) 維持管理（8点）

- ウ 価格評価（120点）【事務局評価】

- (ア) 保守費・部分更新費
- (イ) 事業費

※評価点（500点）＝ア（業務経歴等（100点））＋イ（業務実施計画等（56点）×5人）＋ウ（価格評価（120点））

※詳細は別表2「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。
- (4) 業者選考日に選考委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合、かつ、代理の者が委員会に出席できない場合には、その者が有する評価点及び最低基準点は無効とする。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するとき

は、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

(5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(6) 本契約の履行結果が優良な場合、令和19年度まで高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線保守業務委託を本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。